

通所リハビリテーション 利用料金表

通所リハビリテーション利用料（1割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	710	844	974	1,129	1,281
食 材 費	556	556	556	556	556
リハビリテーション提供体制加算 ※1	24	24	24	24	24
サービス提供体制強化加算（I） ※2	22	22	22	22	22
入浴介助加算 ※3	40	40	40	40	40
1日当たりの負担額	1,352	1,486	1,616	1,771	1,923
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ ※4	6月以内 830/月、6月超 510/月				
介護職員処遇改善加算（I） ※5	介護サービス費の合計の1,000分の47				
介護職員等特定処遇改善加算（I） ※6	介護サービス費の合計の1,000分の20				
※その他の加算					
短期集中個別リハビリテーション実施加算 ※7	110	110	110	110	110
若年性認知症利用者受入加算 ※8	60	60	60	60	60

その他の料金 （単位；円）

おむつ代	実費相当額
------	-------

【別表 - 1 の利用料金項目※1～8の内約】

- ※1 リハビリテーション専門職の合計数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合に算定します。
- ※2 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である場合に算定します。
- ※3 入浴中の利用者の介助を行った場合に算定します。
- ※4 リハビリテーション会議を開催し、通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直している場合に算定します。起算から6月以内は830円、6月を超えた場合は510円を算定します。
- ※5 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、利用者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の47に相当する額が「介護職員処遇改善加算」として、1月につき加算されます。
- ※6 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の20に相当する額が「介護職員等特定処遇改善加算」として、1月につき加算されます。
- ※7 退院日、退所日、又は認定日から起算して3月以内の期間に、40分以上の個別リハビリテーションを1週に概ね2日以上実施した場合に算定します。
- ※8 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、1日につき算定します。

通所リハビリテーション利用料（2割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	1,420	1,688	1,948	2,258	2,562
食 材 費	556	556	556	556	556
リハビリテーション提供体制加算※1	48	48	48	48	48
サービス提供体制強化加算（I） ※2	44	44	44	44	44
入浴介助加算 ※3	80	80	80	80	80
1日当たりの負担額	2,148	2,416	2,676	2,986	3,290
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ ※4	6月以内 1,660/月、6月超 1,020/月				
介護職員処遇改善加算（I） ※5	介護サービス費の合計の1,000分の47				
介護職員等特定処遇改善加算（I） ※6	介護サービス費の合計の1,000分の20				
※その他の加算					
短期集中個別リハビリテーション実施加算 ※7	220	220	220	220	220

その他の料金（単位；円）

おむつ代	実費相当額
------	-------

【別表 - 1の利用料金項目※1～7の内約】

- ※1 リハビリテーション専門職の合計数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合に算定します。
- ※2 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である場合に算定します。
- ※3 入浴中の利用者の介助を行った場合に算定します。
- ※4 リハビリテーション会議を開催し、通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直している場合に算定します。起算から6月以内は1,660円、6月を超えた場合は1,020円を算定します。
- ※5 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、利用者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の47に相当する額が「介護職員処遇改善加算」として、1月につき加算されます。
- ※6 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の20に相当する額が「介護職員等特定処遇改善加算」として、1月につき加算されます。
- ※7 退院日、退所日、又は認定日から起算して3月以内の期間に、40分以上の個別リハビリテーションを1週に概ね2日以上実施した場合に算定します。

通所リハビリテーション利用料（3割負担）

（単位；円）

利用料項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本報酬	2,130	2,532	2,922	3,387	3,843
食 材 費	556	556	556	556	556
リハビリテーション提供体制加算 ※1	72	72	72	72	72
サービス提供体制強化加算(I) ※2	66	66	66	66	66
入浴介助加算 ※3	120	120	120	120	120
1日当たりの負担額	2,944	3,346	3,736	4,201	4,657
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ ※4	6月以内 2,490/月、6月超 1,530/月				
介護職員処遇改善加算（I） ※5	介護サービス費の合計の1,000分の47				
介護職員等特定処遇改善加算（I） ※6	介護サービス費の合計の1,000分の20				
※その他の加算					
短期集中個別リハビリテーション実施加算 ※7	330	330	330	330	330

その他の料金（単位；円）

おむつ代	実費相当額
------	-------

【別表 - 1 の利用料金項目※1～7の内約】

- ※1 リハビリテーション専門職の合計数が、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上である場合に算定します。
- ※2 介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である場合に算定します。
- ※3 入浴中の利用者の介助を行った場合に算定します。
- ※4 リハビリテーション会議を開催し、通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直している場合に算定します。起算から6月以内は2,490円、6月を超えた場合は1,530円を算定します。
- ※5 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、利用者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の47に相当する額が「介護職員処遇改善加算」として、1月につき加算されます。
- ※6 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た施設が、入所者に対しサービスを行った場合、1月の介護サービス費の合計の1000分の20に相当する額が「介護職員等特定処遇改善加算」として、1月につき加算されます。
- ※7 退院日、退所日、又は認定日から起算して3月以内の期間に、40分以上の個別リハビリテーションを1週に概ね2日以上実施した場合に算定します。